

令和3年度

第2回大多喜町農業委員会総会議事録

大多喜町農業委員会

大多喜町農業委員会議事録

令和3年5月7日、大多喜町農業委員会会长 渡辺忠洋は、令和3年度第2回農業委員会総会を大多喜町役場中庁舎大会議室に招集した。

<会議に付した議案>

- | | |
|-------|---------------------------------------|
| 議案第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 議案第2号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 議案第3号 | 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農地利用集積計画
について |

<報告事項>

- | | |
|-------|----------------------------|
| 報告第1号 | 農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出について |
| 報告第2号 | 農地の転用事実に関する照会について |
| 報告第3号 | 利用権の中途解約に係る通知について |

<出席委員> (9名)

- | | |
|-------------|-------------|
| 1番委員：加曾利 益弘 | 2番委員：佐川 順一郎 |
| 4番委員：森 紀久嗣 | 5番委員：鈴木 孝一 |
| 6番委員：井口 峰幸 | 7番委員：小高 康照 |
| 8番委員：矢代 とみ江 | 9番委員：末吉 章二 |
| 10番委員：渡辺 忠洋 | |

<欠席委員> (1名)

- 3番委員：渡邊 さなえ

<出席職員>

- 事務局長 秋山 賢次 事務局 伊嶋 孝行 寺井 純里

開会（午後2時02分）

事務局長
(秋山課長)

本日はお忙しいところご出席をいただき、ありがとうございます。

ただ今から、令和3年度第2回大多喜町農業委員会総会を開会いたします。

本日は、9名の出席をいたしておりますので、大多喜町農業委員会議規則第7条の規定により会議は成立いたします。

それでは、大多喜町農業委員会議規則第5条の規定により渡辺会長に議長をお願いいたします。

よろしくお願いします。

議長
(渡辺会長)

(渡辺会長あいさつ)

議事日程3の「議事録署名人の指名」について、大多喜町農業委員会議規則第14条第2項の規定により議事録署名人を指名いたします。

5番委員の鈴木委員、6番委員の井口委員にお願いします。

早速、議事日程4の「議件」に入らせていただきます。

なお、質問のある方は、挙手をして許可を得た後、発言されるようお願いいたします。

議案第1号、「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局
(寺井)

2頁をお開きください。

農地法第3条の規定による許可申請について。

下記のとおり、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請があつたので、その可否について意見を求める。

番号6。所在・地番：黒原〇〇番。地目：田。地積：993m²他3筆、合計4筆で2,476m²。権利者：大多喜町〇〇〇〇氏。義務者：東京都大田区〇〇〇〇氏。事由：譲受人/遠方に居住し高齢のため耕作困難であり、後継者もいないため親類筋にあたる現在の耕作者に売却したい。譲渡人/譲渡人の意向を受け、農地の維持管理を継続して行いたい。権利内容：売買による所有権移転。なお、譲受人の権利取得後の農業経営の実態につきましては3頁に掲載のとおりです。

事務局からの説明は以上です。

議長
(渡辺会長)

事務局の説明が終わりました。

議案第1号、番号6については、5番委員の鈴木委員が現地調査

を担当して下さいましたので、ご報告をお願いいたします。

鈴木委員

(5番)

ご報告いたします。

4月29日の午前10時頃に譲受人の○○氏と現地調査をしてまいりました。

場所はいすみ鉄道総元駅の裏になります。公図を見ていただきますと、○○番他3筆については田植えは終わっていませんでしたが耕作を行う予定とのことです。なお、○○番は休耕するということでございました。調査所見としては特に問題はないと考えます。

議長

(渡辺会長)

ありがとうございます。ご苦労様でした。

鈴木委員からの現地調査報告が終わりましたが、質問のある方は、発言をお願いいたします。

議場

————「なし」の声あり————

議長

(渡辺会長)

それでは質問がないようですので、番号6については、許可することとして異議ございませんでしょうか。

議場

————「異議なし」の声あり————

議長

(渡辺会長)

異議なしと認め、番号6につきましては、許可することと決定いたします。

続きまして議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局

(寺井)

4頁をお開きください。

農地法第5条の規定による許可申請について。

下記のとおり、農地法第5条の規定による転用を伴う使用貸借権設定の許可申請があつたので、その可否について意見を求める。

本件は番号1から4までございますが、義務者はそれぞれ別の方ですが、権利者は同一の事業となりますので、一括してご説明をさせていただきます。

番号1。所在・地番：松尾○○番。地目：田。地積：1,848 m²他1筆の合計2筆で合計1,980 m²。農地種別は2筆ともに2種で、いずれも農用地区域外となっています。権利者：長生郡長生村 株式会社○○○○。義務者：大多喜町○○○○氏。事由：申請地は隣接する道路から3~4m低く、道路脇に雨水が流れる水路があるため、

一部浸食され、車で通るには非常に危険な状態であり、水路も未整備のため農地に水が流れ込み、地表が常にぬかるんだ状態になっている。よって、嵩上げして日照時間を増やし、道路整備、排水整備をして一団の土地になるように造成を行い、農地の有効利用をしたいとのことで、土砂等の利用による農地造成でございます。

番号2。所在・地番：松尾〇〇番。地目：田。地積：208m²他1筆の合計2筆で合計2,092m²。農地種別：2筆ともに2種。農用地区域：2筆とも農用地区域外。権利者：番号1と同様。義務者：大多喜町〇〇〇〇氏。事由：番号1と同様です。

番号3。所在・地番：松尾〇〇番。地目：畑。地積：403m²他2筆の合計2筆で合計1,940m²であります。地目につきましては他2筆は田となっています。農地種別：3筆ともに2種。農用地区域：3筆とも農用地区域外。権利者：番号1と同様。義務者：大多喜町〇〇〇〇氏。事由：番号1と同様です。

番号4。所在・地番：弥喜用〇〇番。地目：田。地積：479m²。農地種別：2種。農用地区域：農用地区域外。権利者：番号1と同様。義務者：勝浦市〇〇〇〇氏。事由：番号1と同様です。

事務局からの説明は以上です。

議長
(渡辺会長)

事務局の説明が終わりました。

議案番号1から3については4番の森委員が、番号4については3番の渡邊委員が現地調査を行ってくださいました。

両案件同一事業となりますので、代表して森委員から報告をお願いします。

森委員
(4番)

ご報告いたします。

4月27日に私と渡辺委員、事務局職員2名及び申請者の株式会社〇〇〇〇の社長と現地調査を実施してまいりました。

現地は西部田から湯倉に抜ける道の途中にある一つ目のトンネル手前のすぐ脇の既に埋立が行われている場所から大分奥に入った場所となります。

申請地の現況についてですが、もう何年も耕作されていない休耕田であり、資料に添付してある写真のとおり倒木があつたりだとか、かなり荒れた状態となっております。

この案件については、今回で6期目の申請となり、これまでトラブル等なく進んでおりますので、許可しても特に問題はないものと考えます。

報告は以上です。審議の程よろしくお願ひいたします。

議長

ありがとうございます。ご苦労様でした。

(渡辺会長)	森委員からの現地調査報告が終わりましたが、質問のある方は、発言をお願いいたします。
井口委員 (6番)	現地に道路は実際にあるのですか。
森委員 (4番)	実際に道はあるのですが、昔の公図にはよくあることらしいのですが、公図上は載っていなかったようです。
議長 (渡辺会長)	他にご質問はありますか。
佐川委員 (2番)	搬入する土砂は前の工事と同じかも知れませんが、どこからどの位の量を搬入するのですか。
事務局 (寺井)	お配りした資料にも記載してございますが、土砂の量は 71,374 m ³ です。土砂等の発生場所は 2箇所予定されておりまして、1箇所は市原市五井地先の配水管整備工事現場で発生する土砂で、もう 1箇所は同じ市原市の姉ヶ崎地先のやはり配水管整備工事で発生する土砂となっております。搬入経路は国道 297 号線を南下し、西部田地先から現地に入るルートとなっています。
佐川委員 (2番)	本件は、今まで行っていた埋立地の延長ということですね。
事務局 (寺井)	その通りです。
井口委員 (6番)	今の説明からすると産廃とかの心配はないということでよろしいですね。
事務局 (寺井)	はい。そういう心配はございません。提出された資料には土砂の発生元の証明書も添付されており、発生土の性質としまして第3種建設発生土となっておりますので、問題ない土砂であることが証明されております。
議長 (渡辺委員)	事務局から説明があったように、土砂については特に問題はなさそうですが、他にご質問はございますか。
議場	———— 「なし」の声あり ——
議長 (渡辺委員)	質問がないようですので、番号 1 ~ 4 について許可相当として決定することにご異議ございませんか。

議 場

―― 「異議なし」の声あり ――

議 長
(渡辺会長)

異議なしと認め、議案第2号、番号1から番号4につきましては許可相当として決定することとします。

続きまして、議案第3号「農業経営基盤強化法第18条の規定による農地利用集積計画について」を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事 務 局
(寺 井)

6頁をお開きください。

農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について。

農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画を下記のとおり作成するにあたり、大多喜町長から決定を求められたので、その可否について意見を求める。

1. 大多喜町農用地利用集積計画(案) : 別添のとおり
2. 公告を予定する日 : 令和3年5月10日

農用地利用集積計画の各筆明細につきましては、7頁から9頁に掲載してあるものとなります。なお、利用権の設定を受ける者(借り手)の農業経営の設定後の状況につきましては10頁に掲載のとおりでございます。

事務局からの説明は以上です。

議 長
(渡辺会長)

事務局の説明が終わりました。

質問のある方は発言をお願いします。

議 場

―― 「なし」の声あり ――

議 長
(渡辺会長)

質問がないようですので、議案第3号について原案どおり決定することにご異議ございませんか。

議 場

―― 「異議なし」の声あり ――

議 長
(渡辺会長)

異議なしと認め、議案第3号は原案のとおり決定することとします。議件は以上でございます。

それでは、続きまして議事日程5「報告事項」について事務局よりお願いいいたします。

事 務 局
(寺 井)

11頁をお開きください。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出について」。

下記のとおり、農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出があったので報告する。

番号1。所在・地番：原内〇〇番、地目：田、地積33m²他17筆、合計で4,710m²。登記原因・日付：相続・令和3年4月5日、権利者：大多喜町〇〇番地・〇〇〇〇氏。

続きまして、報告第2号「農地の転用事実に関する照会について」。

下記のとおり、千葉地方法務局いすみ出張所登記官から農地の転用に関する照会があったので報告する。

番号25。所在・地番：下大多喜〇〇番、地目：畠、地積：292m²、変更登記地目：宅地、登記原因・日付：年月日不詳・地目変更、調査・報告地目：令和3年3月1日現地調査。

本件につきましては、浅野委員、矢代委員に立会をお願いし、事務局員は加藤係長が同行して現地調査を実施いたしました。照会地の現況は採石が敷かれ、車両置き場となっており、固定資産税は宅地として課税されている。申請地の向かいの事業者の話では、本照会地は約20年前から現況が農地以外に変わっていたとの事で、隣の宅地と一体的に使用していた事が推測される。従って現況が変更されてから20年以上が経過しているため、農地としての復元は困難と判断し、非農地として回答した。土地所有者の住所・氏名：四街道市〇〇番地・〇〇〇氏。

続きまして番号26。所在・地番：横山〇〇番、地目：田、地積：1,675m²、変更登記地目：山林、登記原因・日付：年月日不詳・地目変更、調査・報告地目：令和3年4月8日現地調査。

本件につきましては、矢代委員、末吉委員に立会をお願いし、事務局員は伊嶋補佐・寺井が同行して現地調査を実施いたしました。照会地の現況は筆一面に雑木や草が繁茂していた。申請者によると、本照会地は昭和45年7月豪雨のため耕作不能となってから50年以上が経過しているとの事。上記のような状況から農地としての復元は困難と判断し、非農地として回答した。土地所有者の住所・氏名：大多喜町〇〇番地・〇〇〇〇氏。

続きまして番号1となっておりますが、本件は令和3年度に入ってから照会がありましたので、番号を1としています。所在・地番：面白〇〇番、地目：畠、地積：67m²、変更登記地目：宅地、登記原因・日付：年月日不詳・地目変更、調査・報告地目：令和3年4月21日現地調査。

本件につきましては、加曾利委員、佐川委員に立会をお願いし、事務局員は伊嶋補佐が同行して現地調査を実施いたしました。照会地の現況は、柿や松等の庭木やチューリップ等の草花が植栽されており、隣地面白〇〇番に建築された住居と一体的に利用され

ているようだった。なお、隣地に建つ居宅は、税務住民課の情報では平成12年12月に完成したと記録されており、20年以上が経過している。従って農地としての復元は困難と判断し、非農地として回答した。土地所有者の住所・氏名：大多喜町〇〇番地・〇〇〇〇氏。

報告第2号は以上です。

続きまして14頁をお開きください。

報告第3号「利用権の中途解約に係る通知について」

下記のとおり、農地法第18条第6項の規定による中途解約に係る通知があったので報告する。

番号1。所在・地番：下大多喜〇〇番、地目：田、地積2,820m²他9筆で合計22,087m²、貸付人：千葉市中央区市場町1番1号・公益社団法人千葉県園芸協会 理事長 江波戸一治、借受人：市原市〇〇番地・〇〇〇〇氏、事由：令和元年房総半島台風による被害により、水稻から撤退し、営農面積縮小しなければならないため。

報告第3号は以上です。報告事項は以上で終了となります。

議長
(渡辺会長)

以上、報告事項でございますので、ご了承いただきたいと思います。

続いて議事日程6「その他」に入ります。

事務局から何かございますか。

事務局
(伊嶋)

特にございません。

議長
(渡辺会長)

なしとのことですので、以上をもちまして議長の職を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。

事務局長
(秋山課長)

以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。
お疲れ様でした。

閉会(午後3時00分)

以上会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年5月7日

議長 渡辺 洋

署名委員 鈴木 勲一

署名委員 井口 峰幸